

電動車いすの安全利用について

道路交通法上、以下の基準を満たす車は身体障害者用の車に該当し、これを通行させている者は「歩行者」とされています。

○車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- 長さ 120センチメートル
- 幅 70センチメートル
- 高さ 120センチメートル（ヘッドサポートを除いた部分の高さ）

○車体の構造は、次に掲げるものであること。

- 原動機として、電動機を用いること。
- 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
- 自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別できること。

◆電動車いすを利用する場合の交通ルール◆

上記電動車いすを利用する方は道路交通法で「歩行者」とされています。歩行者としての交通ルールを守りましょう。

○歩道等のある道路では

歩道等（歩道や十分な幅のある路側帯）のある道路では、必ず歩道等を通行しましょう。

○歩道等のない道路では

歩道等のない道路では、道路の右側を車両等に注意して通行しましょう。

○道路を横断するときは

信号機や横断歩道を利用しましょう。

信号を守りましょう。青の点滅信号で渡り始めないようにしましょう。

○横断歩道のない道路を横断するときは

見通しのよいところで、車が来ていないことを確認して横断しましょう。斜め横断は危険です。道路に対して直角に横断しましょう。